

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度	令 和 6 年 度	次 回 見 直 し 予 定	令 和 11 年 度
---------	-----------	---------------	------------

条 例 名	小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例		
条 例 番 号	平成 11 年神奈川県条例第 42 号	法 規 集	第 8 編第 4 章第 3 節
所 管 室 課	健康医療局保健医療部健康増進課		
条 例 の 概 要	<p>本条例は、健康増進法第 20 条第 1 項に定めのある特定給食施設（継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を提供する施設）よりも小規模な給食施設（継続的に 1 回 50 食以上 100 食未満又は 1 日 100 食以上 250 食未満の食事を供給する施設）での栄養改善指導の機会を確保し、県民の健康の保持増進を図る目的で制定された。小規模特定給食施設は、児童福祉施設や福祉事業所が多数を占めており、幼児期の望ましい食習慣づくりや事業所での健康課題解消のためには、特定給食施設と同レベルの栄養改善指導が必要であることから、条例化したものである。</p>		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>県民の栄養の改善及び健康の保持増進を図るためには、県内の給食施設の 4 割<sup>*</sup>を占める小規模特定給食施設に対しても、特定給食施設と同様の栄養改善指導を行う機会を広く確保する必要がある、これを実施するための事項を定めた本条例は、現在でも必要である。</p>	<p>※県内給食施設 1,373 施設（うち小規模特定給食施設 556 施設） （令和 6 年 3 月末現在）</p>
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>条例に基づき、給食施設に対して、毎年 1 月に前年中の給食施設の給食状況を記載した給食施設栄養管理報告書の提出を求めて現状把握し、必要な指導、助言及び監督を行っており、給食を通じた食環境の整備のために有効に機能している。</p>	<p>小規模特定給食施設に対する栄養改善指導の実績 R 元年度：568 件 R 2 年度：459 件 R 3 年度：552 件 R 4 年度：386 件 R 5 年度：493 件</p>
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>当該条例が掲げる「施設における給食に対する栄養改善指導の機会を確保し、もって県民の健康の保持増進を図る」との目的を達成するために過不足なく規定されており、十分効率的である。</p>	
	基本方針適合性 （県政の基本方針に適合しているか。）	<p>条例の目的である、県域内の小規模特定給食施設における栄養管理指導の効果的な推進は、「新かながわランドデザイン」のプロジェクト「3 未病・健康長寿 A 未病改善による健康寿命の延伸」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。</p>	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>条例は、健康増進法第 20 条の特定給食施設に加えて、継続的に 1 回 50 食以上 100 食未満又は 1 日 100 食以上 250 食未満の食事を供給する小規模な給食施設に対し、県の栄養改善指導の機会を確保するものだが、その内容は、健康増進法の目的に照らして合理的なものであり、かつ、憲法や法令には抵触しない。</p>	
	その他		
見 直 し 結 果	<p>理 由 等</p> <p>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>		